

2026年3月24日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 001-0045

住所 札幌市北区麻生町3丁目5-5
芝生のアパートSK103号

電話番号 011-788-2563

特定非営利活動法人
評価機関名 ニッポン・アクティブライフ・クラブ
ナルク北海道福祉調査センター

認証番号 北海道 第20-002号

代表者氏名 代表 小山 孝



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	霜山 幸雄	総合	第0119号
	(2)	井上 秀美	福祉医療保健	第0173号
	(3)	佐藤 みどり	総合	第0262号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	アートチャイルドケア琴似			
設置者名称	アートチャイルドケア株式会社			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2025年6月12日	～	2026年3月24日	日
利用者調査実施時期	2025年6月19日	～	2025年8月5日	日
訪問調査日	2025年10月8日			
評価合議日	2026年2月22日			
評価結果報告日	2026年3月24日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ

② 運営者（指定管理者）に係る情報

名称：アートチャイルドケア株式会社

代表取締役社長 村田 省三

所在地：〒140-0002 東京都品川区東品川 1-3-10 アートコーポレーション東京オフィス 3F
TEL 03-5461-0123

③ 事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④ 総評

◇特に評価の高い点

1、こどもの主体性を促す活動

園のNo.1 宣言「みんなの好きをみつける保育」（職員全員で話し合いをして決める）を基盤として、子どもの好きなことや気づき、心を動かしたことなど興味や関心を広げられるよう援助している。子どもの姿から遊びを展開して連続性を持たせた保育を行っている。個々の好きなものを見つけ遊びができる環境づくりを保護者と共有して進めている。幼児はワンフロアで過ごしているため、クラス保育だけでなく、交流保育を行い日常的生活の中で子ども同士が自ら関係をつくり遊びを展開していけるよう配慮している。また、保育士が子どもを複数の目で見ているため、一人では気づかなかった保育の良さや課題等の確認につなげている。時間帯による職員の交替などの勤務体制を週案で把握して保育活動を計画し、職員の協働・連携体制を整えている。

2、社会資源等を活用した地域との交流を広げる取り組み

当園は JR 琴似駅から徒歩 3 分と近く、JR や地下鉄等公共交通機関を利用して園外保育（札幌テレビ塔やテーマパークへの遠足、系列園交流訪問）など地域資源の活用、地域との交流に努めている。園向かいのスーパーで買い物体験を行って店の人や地域の人と挨拶したり、質問をしたり、買った物を自分たちで袋に入れて持ち帰り、貴重な経験となっている。又、4・5 歳児は西区役所隣の図書室へ定期的に通い、自分で絵本を選び皆で一緒に読む楽しさや公共の場でのマナーを知ることにも繋がっている。

◇改善を求められる点

1、中・長期計画の策定について

法人において3カ年経営方針を作成しているが、理念や基本方針の実現に向けた年度毎の具体的な取り組み（職員体制、人材育成、数値目標、具体的な成果等）を設定することが求められる。

2、実習生及びボランティアの受け入れについて

法人において実習生マニュアルを作成し保育所に明示しているがボランティアマニュアルについては未作成となっている。

保育所においては、実習生及びボランティア受け入れに関する基本姿勢を明文化するとともにボランティア受け入れに関するマニュアルを作成することが求められる。

3、全体的な計画の作成

全体的な計画は、園の理念、目標にもとづき保育の特色、地域・小学校との連携、子育て支援、異年齢保育、食育、健康など園の生活全体を通して総合的に展開できるよう作成している。養護に関する「生命の保持」「情緒の安定」と乳児保育に関わる「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」の3つの視点と1歳以上3歳未満児、3歳以上児の保育に関する「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域で保育所保育指針にそった年齢区分をして、ねらいを記載している。今後、全体的な計画の作成により、一貫性・連続性のある保育実践を展開していくために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と関連づけて作成を行い、1歳以上3歳未満児、3歳以上児の年齢区分ではなく年齢児ごとの具体的なねらいと保育内容を構成して指導計画へ連続性を持たせていくことが求められる。

4、法人の標準的な実施方法を活かす職員間情報非対称性課題の検討から

法人本部で全国一律的に作成されて園に配布・配置された標準的な実施方法の「業務マニュアル」について、園職員の理解度の差が保育経験による差の課題として把握されている。その課題把握を活かし管理者等も含めて組織全体的な視点として、各職員間の情報の非対称の壁の有無も含めて検討し、職員全体にボトムアップ的な風通しの良さを勘案しながら法人の「業務マニュアル」を参考にして園職員一人ひとりの創意工夫・アイデアがアクティブに活かされる標準化の取組が期待される。

園における保育提供として、PDCA 視点から基本的・共通的な標準的な実施方法を検討し、管理者等の指導視点と伴に職員間サポートの支援視点も考慮した標準化の意識醸成に取組むことが期待される。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の評価結果について確認しました。毎年の自治体立入調査や社内の内部監査だけでは気付くことの出来ない項目に対して、助言や評価をいただけて大変参考になりました。施設毎の中長期計画の策定に関しては、引き続き本部でも検討して参ります。また、ボランティアマニュアルに関しては、昨年度系列施設での助言を基に実習生マニュアルと併せて策定はしているものの現状としてはボランティアの受入れがない状況の為、引き続き内容の精査に努めて参ります。全体的な計画の作成については、保育所保育指針に基づき全社的にフォーマットを統一していますが次年度は新たな取組みを検討していますので、年齢毎のねらいと保育内容を指導計画に反映出来るように検討して参ります。職員間の情報非対象性については、施設内でも検討して参ります。

⑥評価対象項目に対する評価結果コメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 令和 7 年 8 月 9 日

経営主体 (法人名)	アートチャイルドケア株式会社		
事業所名 (施設名)	アートチャイルドケア琴似	事業種別	保育所
所在地	〒 063-0814 札幌市西区琴似4条1丁目1-40		
電 話	011-613-0123		
F A X	011-613-0117		
E-mail	acc-kotoni@the0123child.com		
U R L	https://www.the0123child.com/		
施設長氏名	飛谷 朋恵		
調査対応ご担当者	飛谷 朋恵 (所属、職名： アートチャイルドケア琴似園長)		
利用定員	50 名	開設年	24 年 4 月 1 日
<p>(保育理念) 「自分らしく」生きていくことのできる子どもを 子どもの全人格を尊重し、子どもたちが本来持っている「生きる力」を育み、 何を学ぶかよりも、どう学ぶかを考えられる子どもを育てたい</p> <p>(保育目標) そんな子どもたちを育てていくため「安心と安全」を前提に ・睡眠と生活リズムを整える事を目指して保育を展開していきます ・一人一人の個性と成長に応じた保育を展開していきます ・子どもの「失敗」を受け止める保育を展開していきます</p>			
<p>施設・事業所の特徴的な取組：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR琴似駅から徒歩3分と近く、保護者の札幌駅、大通り駅通勤に便利な立地。 ・都心に便利な所に位置し、付近(琴似、八軒、発寒)には公園も多く緑に恵まれている。 ・通園琴似庁舎が向かい側にあり、治安が良い。 ・日々の遊びの中で「自分で考える」「自分で選ぶ」ことを大切に経験を積み重ねていく保育実践 			
第三者評価の受審回数(前回の受審時期)		1 回	(平成28年度)
開所時間 (通所施設のみ)	7:00~19:00		

【当該事業に併設して行っている事業】

- ・一時保育促進事業：3歳児以上 定員2名
- ・延長保育促進事業
- ・乳児保育事業

【利用者の状況に関する事項】（令和 7 年 7 月 1 日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
48名	0名	0名	0名	0名	0名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
0名	0名	0名	0名	0名	0名
					合計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
15～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
0名	3名	7名	10名	9名	11名
5歳児	6歳児	合計			
8名	0名	48名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】 (令和 令和7年7月1日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	14名	1名	0名	名	名
非常勤	5名	0名	0名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	UT、PT、ST
常勤	名	0名	10名	1名	0名
非常勤	名	0名	3名	0名	0名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	2名	0名	0名	0名	0名
非常勤	1名	0名	0名	0名	1名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	0名 (名)
介護福祉士	0名 (名)
保育士	11名 (3名)
	名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積				㎡
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
(3) 建築年	昭和		年	
(4) 改築年	平成		年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)				305.37	㎡
(2) 園庭面積				150.55	㎡
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園 (300平米ぐらい) に行つて外遊びを行っている。				
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ		
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ		
(4) 建築年	平成		24	年	
(5) 改築年	平成			年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> - 大舎制 <input type="checkbox"/> - 中舎制 <input type="checkbox"/> - 小舎制			
(2) 建物面積				㎡
(3) 敷地面積				㎡
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
(5) 建築年	昭和		年	
(6) 改築年	平成		年	

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・令和 6 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

0 人

・ボランティアの業務

【実習生の受け入れ】

・令和 6 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 0 人

介護福祉士 0 人

その他 0 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- ・アートチャイルドケア全国対象の本社による顧客満足度（CS）アンケートを年1回コドモンアプリにて実施し利用者からの声を聞く機会を設けている。結果は本社がとりまとめ、園の回答を園内に掲示。
- ・園内に「ご意見ご要望箱」を設置し、随時保護者からのご意見を頂く機会を設けている。
- ・年2回運営員会開催に際し、用紙を配布し保護者アンケートを実施、結果を取りまとめ運営委員会で報告後保護者に伝えている。
- ・連絡帳（0.1.2歳児）で日々の生活の様子を記入、定期的に個人懇談やクラス懇談で意見交換している。希望があれば随時個人面談も実施している。
- ・送迎時に日々の出来事を伝え、穏やかな意見・要望を受け留めるよう努めている。
- ・全国対象 アートチャイルドケアフリーダイヤル「お客様相談窓口」（平日10:00~17:00）があり、意見・苦情の受付をしている（番号など園玄関に掲示）。

【その他特記事項】

評価細目の第三者評価結果(保育所)

評価対象 | 福祉サービスの基本方針と組織

1-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
1-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	1-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b 法人の新しい企業理念「We care forケアをまんなかに」を踏まえ「自分らしく」生きていくことのできる子ども等を保育理念とし、理念に基づいた保育目標などを内部文書、入園のしおり、事業計画、パンフレット等に明示し、職員には職員会議、法人主催の研修、園内研修などで周知し、保護者等には入園のしおり、クラス懇談会等で資料を基に説明するとともに、園内に掲示、ホームページに記載し、園だより等でも周知している。地域住民や保育士養成施設、子育て支援団体等にも、パンフレットを配布するなど園の理念・活動等を広く周知することが望まれる。

1-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
1-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	1-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b 社会福祉事業全体の動向は、行政、関係団体からの情報、法人の全国園長会議・北海道園長会議などに出席して把握に努めている。園長会議には、役員が出席し経営状況などについて説明・指示があり、職員会議で周知している。地域の課題については、札幌市主催の会議、保健センターとの情報交換、関係団体等との情報交換会議（区幼保小連携推進協議会など）から把握し、地域における利用者像の変化、保育のニーズ等については、保健センターの情報、見学者の状況等に基づき、法人の運営管理をサポートする北海道認可ユニットと協働で把握に努めているが課題の把握・分析が十分とは言えない。
3	1-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b 法人の全国園長会議、北海道園長会議、関係団体等との情報交換会議などに出席して課題を把握し、職員会議で周知している。園長会議には法人の役員が出席して経営状況などについて説明・指示があり各園の運営状況等は会議資料として配布される。園長は職員面談等で改善すべき課題について意見を聞いて職員全員で改善策の検討を行っている。更なる取り組みを期待する。

1-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
1-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	1-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c 法人において3カ年経営方針（2024年10月～2027年9月）を策定し、2024年11月の全国施設長会議で考え方について説明しているが、理念や基本方針の実現に向けた年度毎の具体的な取り組み、数値目標、成果等を設定することが求められる。中・長期の事業計画・収支計画が策定されていない。
5	1-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c 中・長期の事業計画・収支計画が策定されていない。要件を具備した中・長期計画等の作成が求められる。
1-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	1-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b 単年度の事業計画は行事終了時及び年度末に職員会議で評価・見直しを行って、法人の運営管理をサポートする北海道認可ユニットへ要望し法人本部で策定される。事業計画の内容については会議等で職員に周知し、玄関に資料を掲示し自由に閲覧できる体制であるが、職員に資料を配布するなどより理解を促す取り組みが期待される。事業計画は事業内容を具体的に示し成果等を設定することが求められる。
7	1-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a 事業計画には保育園の運営、保育理念と保育目標、各組の年間指導計画、保育内容、年間行事計画などを明記し、クラス懇談会などで説明している。更に行事計画は園だよりなどで周知している。また、園内に事業計画を掲示して閲覧できるようにしている。

1-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
1-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	1-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	福祉サービスの質の向上に向け法人の自己評価の手引きに基づき、保育所における自己評価を行って園の検討課題を見つけ、職員全員で改善策の検討を行って保育の質の向上に努めている。又、法人全体で定期的に第三者評価を受審している。園では今回2回目の第三者評価を受審し、第三者評価結果の課題を分析・記録して共有化するように努めている。実効性ある取り組みが求められる。
9	1-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	園長は年度末に、自己評価結果を分析して改善すべき課題について職員面談等で意見を聞いて取り纏め、課題を文書化し、職員全員で改善策の検討を行って改善に取り組んでいる。自己評価の結果及び今後の課題や改善策を園内に掲示するとともにホームページで公表し保護者等へ知らせている。改善策について、計画的な実効性ある取り組みが求められる。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	園長の役割と責任は、園運営規程及び危機管理マニュアルに明文化し、園組織図、重要事項説明書などに明記して、会議や園だより等で自らの役割と責任を表明している。法人の危機管理マニュアルに指揮権者(園長)不在の場合は主任保育士を指定している。園長の職務内容は、「取締役会の決定する方針に従い、保育園の管理運営を統括する」ことが明記されているが、職務分掌等所管事項について具体的に文書化し、会議等で職員に周知することが求められる。
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	遵守すべき法令等について、園長は法人の全国園長会議、北海道園長会議、法人が実施する施設長研修などに参加し、遵守すべき法令等の理解に取り組んでいる。職員に対しては、法人本部が実施する全職員を対象とした動画による保育理念、安全管理・個人情報と守秘義務・人権侵害・感染症対策などをテーマとし、園内研修を実施している。又、労働・雇用・防災など関係法令について法人本部から通達があり会議等で職員に周知している。法人本部にコンプライアンス・リスク管理委員会を設け法令遵守に努めている。園長は福祉分野に限らず遵守の対象となる多くの関係法令を更に理解する取り組みが期待される。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	園長は関係機関、関係団体等の会議・研修会等へ参加し、クラス懇談会、個人懇談、運営委員会、顧客満足度アンケートを行うとともに、月ごとの行事を振り返り評価し、園の良さや課題の把握に努め、職員会議で周知している。また、園長は、園の目標「N01宣言」みんなの好きを見つめる保育を定め、年に数回評価を行って、職員面談等で意見を聞いて検討課題を見つけ、職員全員で改善策の検討を行っている。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b	法人の園長会議に、役員が出席して経営状況、運営上の課題について説明・指示があり、園長は職員会議で周知し指導に当たっている。法人として、従業員の子育てに一定期間育児に専念できる育児休業制度や、時短勤務制度、産後パパ育児など勤務支援制度を設けて働きやすい職場づくりに努め、園長はICTの活用や急なシフト変更に対応したり、希望日に休暇が取れるよう職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいる。更なる効率的な業務実現を目指しコンピューターの増設が期待される。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	園の要員計画を策定し、法人の就業規則等に基づき、法人本部で効率的な採用活動、人事管理、雇用形態に合わせた職員の育成を行っている。友達紹介制度やホームページなどで採用活動を行い、障害者雇用への対応など継続して勤務できるようなメンタリングを実施するなどして必要な人材確保に努めている。採用希望者が少なく、常勤職員と非常勤職員の比率など立案するまでには至っていない。

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	業務マニュアル及び運営規程に「期待する職員像」を明記し、自己評価の手引き、人事基準、評価基準により年2回個別面談・人事考課を実施している。個別面談や実際の勤務状況等を踏まえ、職員の意向・意見などを把握し総合的な人事管理を実施している。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	職員の有給休暇等の就業状況は、ワークライフバランス(仕事と生活の両立)に配慮して、園長・主任が定期的に点検分析し改善に向けた取り組みがなされている。園長は職員の意向を把握するため、日常的に適切な助言を行い、自己評価チェックシート提出時及び人事考課時等に個別面談を行い相談しやすい体制となっている。法人に「日本一保育士が働きやすい委員会」を設け、従業員の子育て期に、一定期間育児に専念できる育児休業制度や職務負担を軽減する処置を設けている。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	業務マニュアル及び運営規程に「期待する職員像」を明記し、法人の自己評価の手引きに基づき全職員を対象として自己評価を実施し、職員は年度当初個人目標を立て自己評価兼研修計画に記入し、課題や改善すべき点を明確にして、毎月、自分の立てた目標を振り返るとともに、園長が面接(年度当初・中間・年度末)又、必要に応じて面談して目標達成度の確認を行い、職員一人ひとりの育成に向けた取り組んでいる。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	業務マニュアル及び運営規程に「期待する職員像」を明記し、法人本部が担当し、職員の知識・技能水準に合わせて職員の研修(新卒研修、新任施設長研修、施設長研修、非常勤職員を含む全職員が対象の動画による園内研修・選択式研修・保育実践事例研修・眠育アドバイザー講座など)を実施している。研修受講者は研修報告書を作成して回覧し、次の研修計画に反映させている。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	法人本部が担当し、職員の知識・技能水準、専門資格の取得状況に合わせて職員の研修(新卒研修、新任施設長研修、施設長研修、選択式研修、保育実践事例研修、眠育アドバイザー講座、動画による園内研修など)を実施している。園長は団体などが行う外部研修の情報を職員に提供し、シフトを調整して研修の機会確保に努めているが勤務状況や個人の状況により参加できない職員もいる。研修受講者は研修報告書を作成して回覧し、次の研修計画に反映させている。新採用保育士には指導者を配置して育成している。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c	法人の実習生マニュアルに基づき、保育士養成施設等からの受け入れ態勢を整えているが、研修・受け入れに関する基本姿勢を明文化することが求められる。令和7年10月現在、実習生の受け入れはない。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	法人のホームページに、会社概要・組織図・保育理念・保育目標・人材育成・研修体制・決算分析などについて公開し、園のホームページに、保育の特徴、保育の様子などを公開し、事業計画、予算・決算、事業報告を園内へ掲示している。園に対しての意見や苦情内容、改善内容については毎月、園だよりで報告している。第三者評価の受審結果については、北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構ホームページで公開している。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	法人の経理規程に経理・予算・出納・決算・会計監査などに関する権限、責任、ルールが明記されている。出納職員(施設長)は月次試算表を北海道認可ユニットの確認・指導を得て総括管理責任者(本部経理部長)に提出し、法人の経理で点検・確認している。会計監査(内部監査・外部監査)については、経理規程に基づき、実施することとしている。経理規程第7条により施設長は出納職員に指定されている。職務分掌と職務権限を明確にし、職員等に周知することが求められる。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	当園はJR琴似駅から徒歩3分と近く、JRや地下鉄等公共交通機関を利用したの園外保育（お菓子のテーマパークやテレビ塔、系列園訪問）など地域資源の活用・地域との交流に努めている。又、スーパーでの買い物体験、図書館から本を借りるなどして、地域との交流、子どもへの理解を深めるよう取り組んでいる。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	ボランティア受け入れに関する基本姿勢並びに地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化するとともに受け入れマニュアルの整備を期待する。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	児童相談所、保健センター、病院、小学校、消防署などの社会資源や関係機関、団体の連絡方法を事務室に掲示し、区幼保小連携推進協議会等と定期的に会議を開催し、児童相談所、保健センターなどと連携し課題や情報を共有して問題解決に当たっている。社会資源や関係機関、団体の機能を記載した資料等が必要に応じ活用できるよう職員に周知することが望まれる。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	地域の福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取り組みとして、区幼保小連携推進協議会などに参加して地域の生活課題等を把握し、園が有する機能を地域に開放・提供する取り組み、地域交流の場、子育て支援を通して社会に貢献する場として「アートみんなの食堂」を札幌市内2園（札幌元町・札幌百合が原）で開催し、地域交流・地域の福祉ニーズ等の把握に努めている。休日には、職員が参加協力している。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	見学者の子育て相談、運営委員会の開催、地区関係団体等との会議などから把握した地域の福祉ニーズに基づき、延長保育事業、一時保育促進事業、乳児保育事業、アートみんなの食堂を実施している。

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	「保育所保育指針」を基準に子どもを尊重した保育に向けて、法人の「企業理念」、「保育理念」と「誓い」を明示した業務マニュアルを法人の教育研修ユニットが作成し園に配布・配置している。園では、法人で標準的な実施方法とした業務マニュアルの職員共通理解に取組み、法人本部の研修ユニットが設定した「子どもの人権を考える」研修へ全職員参加に努めている。園の「全体的な計画」に「子どもの全人格尊重」を明示し、月案・週日案・個別指導計画へと展開させて子どもを尊重した保育の職員共通理解にも取り組んでいる。
29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b	業務マニュアルに保育所生活場面のプライバシー保護の配慮・留意事項を明記し、可能な限り一人ひとりの子どものプライバシー保護を視点に入れた生活環境の設定及び配慮を図りながら保育に取り組んでいる。現在のプライバシー保護の保育の取組や職員研修等の現状をもとに、プライバシー保護の姿勢や人権を意識した園の取組として、個人情報保護のみならずプライバシー保護視点からも保護者周知に取組み信頼関係の醸成が期待される。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意 (自己決定) が適切に行われている。		
30	III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a 利用希望者等の情報提供として、法人作成のホームページにより全国の事業所一括管理による紹介が行われている。情報更新として、園のホームページ担当者によって月1回、園の紹介文と写真等を法人へ提出する仕組みから、常に新しい情報提供に努めている。また、利用希望者からの電話問い合わせにも丁寧な説明に努め、見学希望があれば日時を調整し、見学訪問時に園の紹介パンフレット説明と見学場面等から具体的な保育生活イメージがもてるように丁寧な説明に取り組んでいる。
31	III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b 入園時の入園面談から入園初日の対応を業務マニュアルでルール化し関係書類をもとにした丁寧な説明のもとに合意を得る対応に取り組んでいる。進級時にも重要事項説明書を用いた保護者説明から合意を得ている。現在の取組を発展させ進級時と個別に配慮が必要な保護者等の対応について、配慮する内容・手順等の園内のルール化に取り組むことが期待される。
32	III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b 保育所等の変更による転園時には、園長の責任のもとに保護者の承諾を得ながら関係機関等の連携に努め、引き継ぎ文書等の作成から保育継続性に配慮した対応に取り組んでいる。現在の取組を活かし、保育の継続性に配慮した手順等の一連のプロセスの検討から、園内の基本的ルールとして定めることが期待される。
III-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。		
33	III-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a 「全体的な計画」と標準的な実施方法の共通マニュアルを基本にして、日々の保育のなかで保育者が子ども一人ひとりの表情や行動から満足感をくみ取るように務めている。法人の全国一律の仕組みとしてICT活用により保護者へ定期的な顧客満足度調査に取り組んでいる。集計結果は法人から園へ提供され、保育活動に活かす仕組みが構築されている。
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a 苦情解決の仕組みの窓口として園対応と法人対応の仕組みを整備し、重要事項説明書等のもとに保護者へ説明が行われている。苦情内容に関する対応は、担当者の主任や責任者の園長と併に法人の北海道認可ユニットも対応し、内容、結果等を法人のホームページで公開している。定期発行の「園だより」でも対応状況の周知・公開に取り組んでいる。
35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b 重要事項説明書内の「苦情相談窓口」欄外に「受付方法：面談、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています」や、「保育者と保護者の連絡について」の項目内容の中で、連絡ツールとしてICTの導入の説明、「クラス懇談会と個人面談」や「個人面談を希望される場合は随時お受けいたします」等を明記して周知に努めている。現在の保護者への周知・説明等のもとに、保護者が相談したい時、意見を述べたい時に、複数の方法や相手の中から自由に選ばれる仕組みの環境を整備して、仕組みの説明文書の作成に取り組む、保護者へ配布及び掲示等の周知充実が期待される。
36	III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b 日常の送り迎え時の保護者との会話や運営委員会開催前の保護者用アンケート等から苦情以外の保護者の意見や要望、提案等を把握し、園長管理のもとに迅速な対応に努めている。現在の対応のもとに、ネガティブな対応視点になりやすい苦情とは別に、苦情以外の保護者の意見や要望等を日常に活かすポジティブにとらえる視点の組織的仕組みの検討が期待される。苦情以外の相談を受ける多様な受付対応方法の中から保護者が選べる仕組みの説明・周知の方法や、受領記録や報告の手順、対応策等について組織的に迅速に対応する仕組みとしてルール化等の整備が期待される。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b 法人作成の業務マニュアルや危機管理マニュアル等の配布・配置整備により、安心安全を前提とした保育を目指し、園長管理のもとに主任や看護師等が主体となった事例収集が年間1,000件以上行われ、職員会議・乳児幼児会議での情報共有と、月初めに法人本部へ「ヒヤリハットシート」「ヒヤリハット検証記録」等により定期報告に努めている。現在の法人本部報告の仕組みと園長管理指導と伴にリスクマネージャーの選任・配置の職務分掌を検討し、職員間の風通しの良さから指導視点のみならずサポート視点として改善策・再発防止等を検討する体制整備が期待される。
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a 法人作成管理の感染症マニュアルや保育園保健業務マニュアル、BCP等をもとに対応体制を整備している。園長のリーダーシップをもとにして看護師の知見も加味し、子どもの安全確保に努めている。感染症発生時は園内掲示やICTアプリ機能を通じて保護者への情報提供が適切に行われている。感染症対応の各マニュアルは法人本部で定期的に見直されている。
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a 法人管理の危機管理マニュアルや関連するBCP等のマニュアルにより対応体制を整備している。避難方法をイメージしやすいフローチャートも作成して職員へ周知し、各種自然災害時の対応の意識化に努めている。実際に避難先ルートを使用した避難移動実践訓練を行うとともに、子ども及び職員等の落ち着いた安心・安全な避難方法に対する職員の役割等の振り返り確認の取組に努めている。

III-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b	法人による全国施設の全職員が高品質な保育を行うことを目的とした取組として、企業理念・保育理念・保育目標、子どもの尊重や権利擁護等に関わる姿勢を明示した標準的な実施方法「業務マニュアル」を作成し全国へ配布・配置している。園では「業務マニュアル」をもとにしてOJTやOFF-JT等により職員周知に努めている。園として業務マニュアルの理解度について、保育経験による知識差の課題を把握しているので、課題解決に向けて経験のみならず、職員間の情報の非対称性から理解度の差が生じない事も考慮して課題解決の検討に取組む事が期待される。
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	法人が取り組む全国の事業所における帳票類等の見直し時に、園の管理職等が意見を提出し見直されている。変更点は法人から園へ伝えられて園長が職員会議等で伝達周知に取り組んでいる。現在の法人本部の全国施設一律的な品質管理の周知と並行し、園設立の地域性を考慮した標準的な実施方法からの見直しとして、園内での検討時期や方法を定めて計画的に取組む事が期待される。
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b	法人作成の全国一律的な標準的な指導計画を参考に、各計画担当職員が全体的な計画と各指導計画の作成に取組んでいる。PDCA視点の適切な保育提供として各指導計画策定の担当職員が各種アセスメントを行い、園長等の確認・修正を得て各指導計画策定する仕組みが確立している。現在のPDCA的な取組を活かし、計画作成の手順として、子どもに関わる関係職員が参画するアセスメント結果や計画策定の協議・合議の在り方、計画に反映する保護者の意向把握と同意を得る手順、保護者を含めた関係者の連携意識及び共通認識を持った保育提供に向けた手順などを定めて実施することが期待される。
43	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	法人作成の業務マニュアルの「指導計画策定のポイント」に指導計画にPDCA視点の必要性を明示して園長の責任の基に「全体的な計画」につながった各計画として作成担当者が評価・見直しを行っている。園として職員個々の知識・経験の差等による計画策定内容の差がある課題を把握しているので、知識・経験差による課題が生じないように見直し時に関係者と話し合う仕組みと伴に保護者の意向・合意を意識した見直し手順、計画内容変更点等を関係者に周知する手順等を組織的な仕組みとして定めることが期待される。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
44	<p>III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p> <p>b</p> <p>法人で統一した子どもの年齢別の各種様式を用いて、各種計画にもとづく日々の保育等の実施状況について、子どもの活動時の事実・具体的な状態とともに保育者等の気づきなどの要点を押さえた記録に取組んでいる。主任・園長により確認・追記が行われて職員間共有に努めている。記録する職員間で書き方に差異が生じないように業務マニュアルで保育日誌（記録の書き方）などと標準化の取組が行われているが、担任不在時に入る職員や経験の少ない職員等における記入の仕方の課題を園として把握しているため課題に対応した記録要領等の検討から職員へサポートする工夫が期待される。</p>
45	<p>III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p> <p>a</p> <p>全ての職員が園と「機密保持誓約書」を交わし、電子データを含めた記録等取扱や情報漏洩対策に努めている。法人本部作成のテキスト「個人情報保護と守秘義務」をもとに、毎年、年度計画的に研修等に取り組み、個人情報取り扱い事業者の責務、法令・社内規定、個人情報流出・守秘義務違反の事例等をもとにして電子データを含めた書類の管理から廃棄方法等までの記録管理について職員の資質研鑽に取り組んでいる。</p>

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

		第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 全体的な計画の作成			
A-1-(1)-①	<p>A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p> <p>A[◎]</p>	b	<p>全体的な計画は、法人が作成した基本をもとにクラス担任の反省・評価を踏まえ主任と園長が子どもの状況や地域の実態を考慮して作成している。健康、食育、研修等、全体的な計画と関連づけている。乳児（0歳児）、1歳以上3歳未満児、3歳以上児で区分して教育に関する乳児の3つの視点と幼児の5領域を記載している。全体的な計画の作成により一貫性・連続性のある保育実践を展開していくために、1歳以上3歳未満児、3歳以上児の年齢区分ではなく、各年齢児の具体的なねらいと保育内容を構成して指導計画へ連続性を持たせていくことが期待される。</p>
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p> <p>A[◎]</p>	a	<p>保育の環境は、0・1歳児は各保育室、2・3・4・5歳児はワンフロアのため、遊具の配置を整えて環境を生かしている。また、2歳児は食事、睡眠等子どもの発達を踏まえてアコーディオンカーテンを活用している。各保育室は明るく、温度や湿度を調節して常に心地よい状態を保っている。手洗い場やトイレは清潔で安全に配慮されていて、子どもの年齢に応じて利用しやすいようにしている。食事や睡眠は各年齢に合わせてコーナーを設けたり生活の流れにそって配置を整えたりしている。天井防音工事を行い音の環境がより快適になるよう改善している。</p>
A-1-(2)-②	<p>A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p> <p>A[◎]</p>	a	<p>一人ひとりの子どもを受容するための援助内容は、保育の基本として指導計画に記載し子どもの状態に応じた保育が行われるようにしている。業務マニュアル「プラスの言葉（ふわふわ言葉）」「マイナスの言葉（ちくちく言葉）」を全職員に周知してプラスの言葉かけの保育を実践している。子どもの人権研修を実施し人権擁護のためのセルフチェックシートで自己チェックを行い、レポートにまとめて園長に提出し振り返りを行っている。子どもの人権を理解して、子ども一人ひとりの欲求を受け止め気持ちにそった対応ができるようにしている。</p>
A-1-(2)-③	<p>A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p> <p>A[◎]</p>	a	<p>基本的な生活習慣（食事、排泄、睡眠、着脱、清潔など）は、自分で気づいてやろうとする気持ちを大切にして、生活の流れの中で子どもの動きやすい動線を考慮し環境を整えている。午睡は、乳児、幼児の発達に応じて部屋の環境を配慮している。5歳児は午睡がないため、4歳児の後半から午睡をなくす方向で保育を進めている。保護者にアンケートを取るとともに家庭での様子を聞きながら対応している。生活習慣の習得は、クラスだよりや送迎時に保育の意図等を保護者に伝え連携して行われるようにしている。</p>
A-1-(2)-④	<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p>A[◎]</p>	a	<p>個を大切にした「みんなの好きをみつける保育」を基盤として自主的・自発的な遊びができる環境づくりを進めている。自然環境に恵まれた公園が多く隣接していて、戸外で自然にかかわり遊べるよう援助している。交通安全教室や消防署の見学、図書館、買い物体験など地域の人たちと触れ合う機会を取り入れている。本社の保育アドバイザーによる助言や他園の動画からの研修を通して、子どもが自主的・主体的に遊びを選択できるよう職員全員で話し合い環境を整えている。</p>

<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p> <p>食事と遊ぶ空間を仕切り子ども一人ひとりの発達に応じた食事の提供や活動を展開している。手作り玩具や市販の玩具とのバランスをとり引っぱる、めくるなど指先を使った遊びや探索できるような環境を整えている。玩具消毒器を設置して衛生面に配慮している。環境全体で応答的にかかわられるよう日々の振り返りを行っている。離乳食は、栄養士と連携のもとで、喫食確認シートで保護者と面談を行っている。日課表には、健康、生活の様子、伝達事項など細かく記載し、送迎時には保護者との対話を大切に保育を進めている。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p> <p>0歳児からの3つの視点(身体的、社会的、精神的視点)と3歳未満児(1・2歳児)の5つの領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)との連続性を意識して環境の構成や援助を行われるよう努めている。パーソナルスペース(段ボールで一人ずつ入れる空間)やままごとコーナー、絵本コーナーなど子どもの発達に応じて保育が展開できるようにしている。異年齢児とは、兄弟関係が多いため、生活や遊びの中でかかわりっこ遊びや散歩、公園へ行くなどの交流をしている。トイレトレーニングは、家庭と連携し一人ひとりの子どものペースを大切にしながら進めている。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p> <p>3・4・5歳児の保育室はワンフロアのため、各年齢児ごとの仕切りは設けず、職員間の連携プレーや異年齢交流など、そのメリットを活かした保育を行っている。3歳児は、集団の中で安定して遊べるよう奥のフロアにあり、4歳児は、友だちとともに楽しみながら遊べるよう真ん中のフロア、5歳児は、友だちと協力して活動に取り組めるよう4歳児の隣へ環境設定している。個の成長は期ごとに記録しているが、子どもは日々成長し状況が変化していくため、一人ひとりの子どもの成長を把握して集団活動につながるような指導計画を作成していくことが期待される。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p> <p>配慮を必要としている子どもが複数名いる中で、法人の児童発達支援と連携して訪問支援や職員研修等を行っている。また、子どもの状況票や発達相談記録をもとに、経過報告を行い相談や助言を受けている。また、児童発達支援に通っている子どもの機関と連携している。保護者とは、園と家庭での生活の状況等を伝え合い子どもについて共通理解して協力し合えるようにしている。子どもの気になる状況等で連携が難しい保護者は、特に就学する際に地域の児童発達支援センター等の連携を含めて援助していくことが期待される。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p> <p>長時間にわたる保育については、指導計画と関連づけて援助をしている。3歳児は、トイレへ促す時間や声かけなど排泄面でのことを月間指導計画でおさえて対応している。時間の経過や子どもの人数により0・1歳児が合同になり、2・3・4・5歳児が2歳児の部屋で合同で保育を行っている。職員間で子どもの生活や様子等の引継ぎを行い個々に配慮してゆったり過ごせるようにしている。シフト制を取っているため、子どもの情報を職員間で共有して保護者対応にあたっている。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p> <p>小学校との連携は、年長児がそれぞれ通う学校が異なるため、3校の学校を訪問して小学一年生と交流をしたり発表会に参加したりする機会を設けている。幼保小連携推進協議会での研修に参加して小学校との円滑な接続に向けて連携を図っている。保護者には、保育所児童保育要録の送付について周知している。また、就学時健診に合わせて個人懇談会を設けて生活リズムの見直しなど園と協力して小学校への見通しが持てるようにしている。配慮を必要としている子どもについては、保育要録とともに担任を予定している教員と電話による連携を行っている。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>b</p> <p>保健業務マニュアルをもとに日頃の健康観察を行っている。看護師が定期的にクラスを周り子どもの健康状態を把握している。子どもの健康状態は業務日誌、保健日誌に記録し職員間で共有している。日課表に個々の体調等を細かく記載し日々保護者との連携をとっている。乳幼児突然死症候群(SIDS)は保護者に入園のしおりで情報を提供している。職員は安全な睡眠環境を整えるとともに、園内研修を行っている。今後、SIDSについては、心肺蘇生、119番通報、保護者への連絡など発生時の役割分担をして実際に職員が動けるよう実施訓練をしていくことが期待される。</p>

<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p> <p>A⑥</p>	<p>a</p>	<p>健康診断・歯科健診の結果は、記録をして職員に周知するとともに、保護者には、健康カードに記載して伝えてい。異常が発見された場合は、囑託医と連携して受診を進めている。健康カードを通して、子どもの発達や健康状態など保護者と情報を共有し日々の健康管理に活用している。歯科健診については、子どもに歯の大切さを知らせたり歯みがき指導をしたり関心が持てるよう援助している。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p> <p>A⑥</p>	<p>b</p>	<p>アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについては、医師の診断、指示による生活管理表をもとに対応している。除去食対応マニュアルにもとづいて、保育者、調理担当者、栄養士等と献立の確認や調理手順、検査、配膳、食事の提供を適切に行っている。保護者、担任、栄養士、看護師、園長と毎月の献立を確認している。職員には、アレルギー疾患、慢性疾患等についてマニュアルをもとに、周知している。アナフィラキシーショックへの対応については、常に正しい知識を理解していくためにエビベン使用方法を身につけていくことが期待される。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p> <p>A⑥</p>	<p>a</p>	<p>食育年間計画を作成し指導計画に位置づけて乳幼児の成長過程ごとに豊かな体験ができるようにしている。幼児は、毎日の給食に出てくる食材の栄養バランスについて関心が持てるようにしている。食材に触れる体験やパブリカ、さつまいも等の栽培、収穫をしてピザなどのクッキング作りをしている。子どもが落ち着いて食事ができる時間と場を確保し環境の構成に配慮している。保護者には、入気のあるメニューのレシピや毎日の給食サンプル掲示(写真)、食育だよりを発行して旬の食材などのレシピや調理方法など家庭に伝えている。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p> <p>A⑥</p>	<p>a</p>	<p>給食マニュアルをもとに、子どもの摂食機能の発達や味覚の発達に適した素材の味を活かした味づけを考慮している。子どもにこんぶかつおのおだし体験を行っている。郷土料理の日を月に1回設けてお好み焼きなど食文化に関心を持つ機会や七夕、ひな祭り等の行事食や旬のものを取り入れた季節感のある献立を提供している。子どもの喫食状況を随時把握したり栄養士が子どもの食事の様子を見たりして改善に努めている。マニュアルをもとに食材料の保管時や調理後の温度管理の徹底など安全性と衛生に配慮し責任者園長を明記して衛生管理の体制を整えている。</p>

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
<p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p> <p>A⑥</p>	<p>b</p>	<p>家庭との情報交換は、送迎時の対話や連絡帳(乳児)、園だより、クラスだより、毎日の活動の掲示(幼児)を行っている。No.1宣言「好きをみつける保育」を園の取り組みとして、自分の好きな物をみつけて活動できる環境づくりをしている。保護者と共有して保育を行っている。0・1歳児は運動会に参加しないため、保育参加を行っている。2歳児から5歳児は保育参加を行っていないため、交流の場がもっとほしいという保護者の意向も踏まえて検討している。親子行事や保育体験の参加など子どもがいるという園の特性を活かすことが期待される。</p>
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>		
<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p> <p>A⑥</p>	<p>b</p>	<p>保護者とは、日々の送迎時における対話や連絡帳、面談など様々な機会をとらえて行っている。保護者からの相談は、子育てに対する不安や悩み等により担任、主任、園長と体制を整えている。相談内容の記録は個々のファイルにまとめ会議等で職員と情報共有している。状況に応じて児童発達支援、家庭児童相談室、保健センターなど連携をとっている。今後、関係機関との連携・協働、地域の情報把握等は職員全体で共有し連携体制を整えていくことが期待される。</p>
<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p> <p>A⑥</p>	<p>b</p>	<p>虐待対応マニュアルをもとに、子どもの様子や家庭での生活、養育の状態等の把握に努めている。送迎の機会等を通じて保護者の言動等を見守っている。不適切な兆候が疑われる場合は、記録をして支援の内容等、法人と連携しながら対応している。児童相談所につなげていくことができるよう連携体制を整えている。虐待等権利侵害については、人権研修を行い職員と再確認している。今後、虐待等の早期発見、早期対応について継続的に意識づけしていくために、マニュアルにもとづく職員研修を実施していくことが期待される。</p>

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b	<p>保育実践の振り返りは、指導計画、週日案のねらいと内容等の評価・反省を行っている。乳児・幼児会議では、環境構成や子どもに対する援助など職員相互に話し合いをしている。しかし、指導計画からの内容、保育士の援助等の評価・反省をもとに職員相互の話し合いには至っていない。指導計画からの保育実践の振り返りは、今後、実施方法を定めて実施し、職員の話し合いからの課題等を園全体の保育内容につなげて組織で取組んでいけるよう仕組みづくりをしていくことが期待される。</p>